

株 主 各 位

神戸市須磨区弥栄台3丁目1番地の6
株式会社G-7ホールディングス
代表取締役社長 金 田 達 三

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市西区糺台5丁目6番3号
神戸 西神オリエンタルホテル 4階 翔雲
(末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第41期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第41期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.g-7holdings.co.jp>)に掲載させていただきます。
 - ◎ ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や金融政策に支えられ、雇用や所得環境の改善が続くなか景気は緩やかな回復基調が続いているものの、中国経済をはじめとした海外経済の減速により先行きは不透明な状況で推移しております。小売業界におきましては、依然として人件費や円安の影響によるエネルギー・物流コストの上昇、個人消費伸び率の鈍化など、厳しい経営環境が続いております。

このような事業環境のなかで、当社グループは、「経費削減、一人当たり生産性向上、適正在庫」のグループ方針の実践を継続し、既存店舗の収益力強化に取り組みました。また、G-7モールフェスティバル等のイベントを積極的に行うなど販売強化対策を実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,038億95百万円（前連結会計年度比17.7%増）、営業利益は30億28百万円（同31.3%増）、経常利益は32億20百万円（同28.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は18億67百万円（同46.7%増）の増収増益となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

オートボックス・車関連事業につきましては、オートボックスにおいて、暖冬の影響によりスタッドレスタイヤ・ホイールの履き替え需要の鈍化がありました。前年の消費税増税後の消費マインド低下からの改善や、新規出店の効果もあり、売上は前年を僅かに上回りました。出店につきましては、「オートボックス」を京都府に1店舗（京都綾部店）、「オートボックスエクスプレス」を京都府に1店舗（京都綾部店）、千葉県に1店舗（野田梅郷店）、岡山県に1店舗（真庭店）、兵庫県に1店舗（NEW土山店）「オートボックスカーズ」を千葉県に1店舗（習志野店）、「バイクワールド」を福岡県に1店舗（博多半道橋店）、兵庫県に1店舗（姫路今宿店）、岐阜県に1店舗（岐阜店）オープンしました。これにより、売上高は338億93百万円

(前連結会計年度比2.4%増)になりましたが、営業利益は10億23百万円(同8.9%減)となりました。

業務スーパー・こだわり食品事業につきましては、消費者に品質のよい商品をお求めやすい価格で提供する業務スーパーが堅調に推移しました。また、当連結会計年度より株式会社テラバヤシを連結子会社化し売上に寄与したこと、こだわり食品事業が新規取引先の開拓や全国から厳選した付加価値の高い商材の発掘等により、好調に推移しました。出店につきましては、「業務スーパー」を北海道に2店舗(恵庭店、月寒東店)、愛知県に2店舗(刈谷店、福住店)、埼玉県に1店舗(東岩槻店)、東京都に1店舗(滝山店)、兵庫県に2店舗(サザンモール六甲店、東加古川店)、大阪府に1店舗(泉佐野中庄店)オープンしました。また千葉県に1店舗(野田店)リニューアルオープンしました。「テラバヤシ」を千葉県に1店舗(野田店)、北海道に3店舗(恵庭店、月寒東店、フィール旭川店)、愛知県に2店舗(刈谷店、福住店)、埼玉県に1店舗(東岩槻店)、東京都に1店舗(滝山店)、兵庫県に2店舗(サザンモール六甲店、東加古川店)、大阪府に1店舗(泉佐野中庄店)オープンしました。これにより、売上高は642億62百万円(前連結会計年度比22.5%増)、営業利益は21億7百万円(同45.6%増)となりました。

その他事業につきましては、アグリ事業において、当連結会計年度より農産物の販売方法を委託販売から買取販売に変更したことに伴い売上高は伸長しました。出店につきましては、「めぐみの郷」を大阪府に2店舗(イオン高槻店、泉大津店)、兵庫県に1店舗(サザンモール六甲店)、三重県に1店舗(鈴鹿道伯店)、京都府に1店舗(イオン洛南店)オープンしました。また大阪府に1店舗(泉佐野中庄店)リニューアルオープンしました。新たにチーズタルト専門店「BAKE cheese tart」を大阪府に1店舗(阪神梅田店)、健康体操教室「Curves」を神奈川県に2店舗(新丸子、横浜片倉)オープンしました。これにより、売上高は57億39百万円(前連結会計年度比108.9%増)となり、営業損失は39百万円(前連結会計年度は営業損失2億49百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、22億59百万円となりました。主なものは、オートバックス・車関連事業では、兵庫県西宮市に土地を購入したこと、「オートバックス」店舗を京都府に1店舗、「オートバックスエクスプレス」店舗を京都府に1店舗、千葉県に1店舗、岡山県に1店舗、兵庫県に1店舗、「オートバックスカーズ」店舗を千葉県に1店舗、「バイクワールド」店舗を福岡県に1店舗、兵庫県に1店舗、岐阜県に1店舗オープンしたこと、業務スーパー・こだわり食品事業では、「業務スーパー」店舗を北海道に2店舗、愛知県に2店舗、埼玉県に1店舗、東京都に1店舗、兵庫県に2店舗、大阪府に1店舗オープンし、千葉県に1店舗リニューアルオープンしたこと、「テラバヤシ」店舗を千葉県に1店舗、北海道に3店舗、愛知県に2店舗、埼玉県に1店舗、東京都に1店舗、兵庫県に2店舗、大阪府に1店舗オープンしたこと、その他事業では、「めぐみの郷」店舗を大阪府に2店舗、兵庫県に1店舗、三重県に1店舗、京都府に1店舗オープンし、大阪府に1店舗リニューアルオープンしたこと、チーズタルト専門店「BAKE cheese tart」店舗を大阪府に1店舗、健康体操教室「Curves」店舗を神奈川県に2店舗オープンしたこと等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の所要資金はすべて自己資金を充当し、特記すべき資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 38 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第 39 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第 40 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第 41 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	82,623	88,178	88,261	103,895
経 常 利 益(百万円)	2,933	3,139	2,512	3,220
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,345	1,541	1,272	1,867
1株当たり当期純利益(円)	110.51	126.66	104.59	153.95
総 資 産(百万円)	30,401	32,057	32,339	36,154
純 資 産(百万円)	10,558	11,599	12,404	14,183
1株当たり純資産額(円)	867.54	953.05	1,019.17	1,137.86

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(5) 対処すべき課題

国内におきましては、政府の景気対策や円安による輸出の増加などにより、大企業製造業の収益に改善が見られるなど、経済状況は全体として緩やかな回復基調にあります。一方、小売業界におきましては、消費税率の引き上げや物価上昇の影響により、一般消費者の購買意欲が減退するなか、業界の垣根を越えた企業間競争が一段と激しさを増し、引き続き厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような状況のなか、当社グループの成長を持続するために下記項目を重点課題として取組み、さらなる増収増益に向けた基盤づくりを強化してまいります。

収益向上への取組み

当社グループはこれまででも事業戦略の見直しや市場の急激な変化への対応に努め、強固な経営基盤づくりを目指し、まい進してまいりました。さらなる厳しい経済環境において確実に収益をあげ成長を続けるために、経費削減、店舗在庫の適正管理、グループ企業間・店舗間での人的資源の適正配置を行い、一人当たりの生産性をあげ、さらに徹底的な経費削減等の諸施策を実行することにより、グループ全部門のコストを見直し、収益率の向上に努めてまいります。

人材育成への取組み

当社グループの基盤は、販売事業にあります。単に物を売るだけでなく専門知識や情報を提供し、お客様に満足をお届けること、的確な商品説明やコンサルティング、商品活用を提案することなど対面販売を念頭に、人材の育成を行ってまいりました。社員一人ひとりが小売の原点に立ちかえり、売り切りではなくアフターケアを確実に行き、お客様に満足を与えつづける人材を教育することにより、ファンづくり、生涯顧客づくりに取組んでまいります。

市場開拓への取組み

当社グループは、オートバックス・車（四輪・二輪）関連事業、業務スーパー・こだわり食品事業を中心に、アグリ事業他に積極的に取組んでおります。平成27年6月1日付で株式会社テラバヤシを当社グループに迎え入れました。これらグループでのシナジーが期待できる業種・業態に対しては、今後も積極的にM&Aや提携等の手法を用いてグループ全体の業容拡大を目指してまいります。

アジア市場への取組み

日本国内の需要が縮小傾向にあるなか、当社グループは、マレーシア、ベトナム、シンガポール、ミャンマー、インドネシア、タイ、カンボジア、フィリピン、バン格拉ディッシュ、中国および台湾に現地法人を設立し、グローバル化を加速させております。日本国内での事業展開において培ってきたノウハウと経験を生かし、自動車関連、食品スーパー関連や飲食関連の店舗を海外で展開してまいります。

これらの課題に対処するにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実やコンプライアンス体制の強化、リスク管理などの取組みを通じ、社会からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社G-7・オート・サービス	380百万円	100.0%	自動車用品・部品の販売、 自動車の買取・販売
株式会社G-7スーパーマーケット	405百万円	100.0%	食品・雑貨の販売

③親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等である当社取締役副社長木下智雄が代表者である G7 INTERNATIONAL PTE. LTD. に対し債務保証を行っております。

当該取引に際しましては、取引の必要性に留意し合理的な判断に基づき、一般の取引条件と同様に公正かつ適切であることを確認し決定いたしました。当社取締役会は、当該取引条件等を把握し、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの事業内容および当該事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

オートボックス・車関連事業…車（四輪・二輪）関連用品・部品・車輛販売
連結子会社 株式会社G-7・オート・サービス、株式会社G-7モーターズ
他が行っております。

業務スーパー・こだわり食品事業…冷凍食品・加工食品販売と厳選食品の卸
販売
連結子会社 株式会社G-7スーパーマーケット、株式会社G7ジャパンフード
サービス他が行っております。

その他事業…農産物の直売、リサイクル用品の買取・販売、不動産賃貸業等
当社および連結子会社 株式会社G-7アグリジャパン、株式会社G-7デ
ベロップメント他が行っております。

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

- ①当社本店 神戸市須磨区
②営業店舗

業 態 別	店舗数	国・都道府県別
オートバックス	75	兵庫県39店、福井県7店、京都府4店、岡山県3店、広島県6店、千葉県12店、茨城県2店、マレーシア2店
業務スーパー	119	兵庫県19店、大阪府11店、愛知県23店、三重県8店、岐阜県2店、東京都13店、埼玉県11店、千葉県10店、神奈川県13店、福岡県3店、北海道6店
めぐみの郷	21	兵庫県12店、大阪府3店、奈良県4店、三重県1店、京都府1店
テラバヤシ	88	兵庫県15店、岡山県5店、愛知県15店、三重県6店、岐阜県1店、東京都12店、埼玉県8店、千葉県6店、神奈川県10店、山梨県1店、新潟県1店、宮城県1店、北海道7店
バイクワールド	14	兵庫県3店、大阪府1店、岐阜県1店、埼玉県1店、千葉県2店、愛知県1店、岡山県1店、福岡県2店、マレーシア2店
その他（ダイソー、カーブス等）	36	兵庫県6店、大阪府1店、岡山県3店、愛知県2店、三重県1店、千葉県2店、神奈川県20店、マレーシア1店

- ③工場 5カ所

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,653名	239名増

(注)従業員数には、パート・アルバイト社員2,873名（期中平均人員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,264
株式会社三井住友銀行	1,577
株式会社みずほ銀行	1,200

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 52,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 13,336,400株
 (3) 株主数 4,743名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
木 下 守	1,830	15.11
木 下 智 雄	1,829	15.10
関 稚 奈 巳	1,129	9.32
有限会社キノシタファミリーサービス	1,094	9.03
木 下 陽 子	826	6.82
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	390	3.22
株式会社オートバックスセブン	337	2.78
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	174	1.43
B A N K J U L I U S B A E R A N D C O . , L T D .	149	1.23
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	124	1.02

(注) 1. 当社は、自己株式1,225,569株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	木 下 守	
取締役社長 (代表取締役)	金 田 達 三	株式会社G・7・オート・サービス代表取締役会長
取締役副社長	木 下 智 雄	海外事業統括
取 締 役	岸 本 安 正	財務部長
取 締 役	松 田 幸 俊	総務部長
取 締 役	奥 本 惠 一	株式会社G - 7 モータース代表取締役社長
取 締 役	坂 本 充	株式会社マネジメントエフ代表取締役社長
取 締 役	福 西 裕	ジェイ・シー・アイ・サービス株式会社代表取締役社長
取 締 役	志 田 幸 宏	Analog Pte.Ltd.代表取締役 CBP Quilvest Wealth Advisory Ltd シニア バイスプレジデント 株式会社ジークホールディングス社外取締役
監 査 役 (常勤)	橋 本 正 治	
監 査 役	上 甲 悌 二	弁護士 株式会社姫野組社外監査役
監 査 役	西 井 博 生	公認会計士 なぎさ監査法人代表社員 税理士法人なぎさ総合会計事務所代表社員 株式会社アジュバンコスメジャパン、三相 電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役坂本 充氏、福西 裕氏および志田幸宏氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役橋本正治氏、上甲悌二氏および西井博生氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役西井博生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役坂本 充氏、福西 裕氏、志田幸宏氏および監査役橋本正治氏、上甲悌二氏、西井博生氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の総額
	名	百万円
取 締 役	10	193
監 査 役	4	11
合 計	14	204

- (注) 1. 上記のうち社外取締役3名に対する報酬等の総額は6百万円、社外監査役3名に対する報酬等の総額は10百万円であります。
2. 上記の報酬等の総額には、次の金額を含めて記載しております。
- ①平成28年6月10日支給の役員賞与額の34百万円（取締役7名に対し33百万円、監査役3名に対し1百万円）
 - ②当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額25百万円（取締役5名に対し25百万円）

②取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

役員報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内において、取締役については、役位別に定められた基本額とその職務に応じた職務報酬額との合計額に所定の業績評価を加算して算定しております。

監査役については、監査役の協議により決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等との重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役坂本 充氏は、株式会社マネジメントエフの代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役福西 裕氏は、ジェイ・シー・アイ・サービス株式会社の代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役志田幸宏氏は、Analog Pte. Ltd. の代表取締役を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役西井博生氏は、なぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所を兼職しておりますが、当社と両法人との間には特別の関係はありません。
- ②他の法人等の社外役員の重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役志田幸宏氏は、株式会社ジークホールディングスの社外取締役および CBP Quilvest Wealth Advisory Ltd のシニアバイスプレジデントを兼任しておりますが、当社と両社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役上甲悌二氏は、株式会社姫野組の社外監査役を兼任しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役西井博生氏は、株式会社アジュバンコスメジャパンおよび三相電機株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と両社との間には特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席	監査役会への出席	発言の状況
取締役	坂本 充	17回中14回	—	多様な業種での経営コンサルタントとしての実務的経験の見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	福西 裕	13回中13回	—	企業経営の実務的経験の見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	志田幸宏	13回中13回	—	海外での企業経営の実務的経験の見地と豊富な実務経験の見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	橋本正治	13回中13回	6回中6回	長年の金融機関と他社での監査役としての経験や専門的見地から、取締役会および監査役会において発言を行っております。
監査役	上甲悌二	17回中16回	9回中9回	弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において発言を行っております。
監査役	西井博生	18回中13回	9回中9回	公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役について、それぞれ、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	36百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人について、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり取締役会において決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令および定款の規定に則り、当社の企業理念、G - 7グループ企業倫理綱領、G - 7グループ企業・従業員行動指針を制定し、取締役および使用人への法令遵守の徹底を図っています。具体的には、グループ各社代表者を委員に加えた企業倫理委員会において、グループ各社の法令遵守に係る自主監査報告を実施するとともに、内部監査部門による内部監査を定期的実施しています。また、法令違反の早期発見およびその是正並びに再発防止に資することを目的とし、企業内部通報制度を実施しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報管理・文書管理等の規程を整備し、情報の保存および管理を適正に行っています。今後とも適宜規程の見直しを行い、体制を強化します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントに努めています。同委員会は、リスク管理規程に基づき、G - 7グループリスク管理方針、体制、予防・対策等を検討し、必要な措置を講じています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を毎週開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしております。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度並びに執行役員制度の整備により職務権限と責任体制を明確化するとともに、G - 7グループ社長会等を通じたグループ各社の予算統制を実施しています。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社および当社子会社から成る当社グループにおいて、関係会社管理規程・G - 7グループ企業情報管理規程・経営計画策定規程等を整備し、グループ各社業務の適正化を図っています。また、グループ方針徹底会議を適宜開催し、グループ全体の方針管理・実行の徹底を図るとともに、企業倫理委員会、G - 7ホールディングスグループ社長会、経営会議等の一層の充実に努めています。同時に内部監査部門によるグループ企業監査の実施強化により、関係会社経営の適正化を図って指導を行っています。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査業務の遂行にあたり、内部監査部門に所属する使用人に、その職務の補助に必要な調査を実施するよう求めることができます。また、内部監査部門の使用人の任命、異動、その他人事に係る事項について、監査役に意見がある場合には、その意見を尊重します。

⑦前号⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な調査の依頼を受けた使用人は、監査役職務補助業務を優先するものとし、その業務に関しては、取締役および内部監査部門長の指揮命令を受けません。

⑧取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対し各種重要会議へのオブザーバー出席が行えるためのスケジュールの調整および各種会議議事録による報告を実施しています。また、監査役会規程に基づき取締役および使用人より監査役に報告を行い、情報が円滑に伝わる体制をとっています。

⑨監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程、G - 7グループ内部監査規程および関係会社管理規程等に基づき、監査役監査が実効的に行えるように体制整備を図っています。なお、内部監査部門によるグループ会社に関する監査実施の内容は、その都度監査役に報告され、監査役監査のフォローを行っています。また、内部監査部門は監査計画に沿った内部監査を実施するとともに、監査役の要請があれば要

請事項について内部監査し、その結果を報告することにより、監査役監査の実効性確保に努めています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を取締役に先行した日程で開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしています。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度並びに執行役員制度の整備により職務権限と責任体制を明確化するとともに、G-7グループ社長会等を通じたグループ各社の統制を実施しています。

また、当社グループのリスク管理体制につきましては、リスク管理委員会（委員長、代表取締役社長）を設置し、当社および当社グループのリスク情報の把握・分析・対処に努め、必要に応じ個別のリスク対策委員会等を通じ、適切かつ迅速にリスク対応を図りました。

さらに、グループ内のコンプライアンスや業務の適正を確保するための体制等への対応については、企業倫理委員会を毎月開催し、グループ各社の法令遵守状況の確認および新たな法令の施行に向けての注意喚起が行われ、グループ各社の代表者から問題点の報告が行われた際には、適正化のための各委員による討議が行われています。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる安定成長と財務基盤の確立を経営の基本方針としております。株主の皆様への利益配分につきましては、安定配当の継続を前提に、業績に応じた利益還元を実施すべく努力しており、将来の事業展開のための再投資、財務基盤の強化に努めるなかで総合的に勘案して決定してまいります。

当期の期末配当金につきましては、普通配当として1株につき17円と、40周年の記念配当金として13円の合計30円とし、この効力発生日並びに支払開始日は、平成28年6月14日といたします。この結果、当期の年間配当金は中間配当17円と合わせ合計47円となります。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,111	流動負債	13,659
現金及び預金	8,242	買掛金	5,298
売掛金	1,937	短期借入金	3,542
商品及び製品	5,341	未払法人税等	899
繰延税金資産	363	賞与引当金	587
その他	1,245	ポイント引当金	265
貸倒引当金	△19	その他	3,066
固定資産	19,042	固定負債	8,311
有形固定資産	13,870	長期借入金	4,800
建物及び構築物	7,293	役員退職慰労引当金	731
土地	4,973	再評価に係る繰延税金負債	42
その他	1,603	資産除去債務	862
無形固定資産	253	退職給付に係る負債	520
のれん	39	その他	1,355
その他	213	負債合計	21,971
投資その他の資産	4,919	純資産の部	
繰延税金資産	804	株主資本	14,381
敷金及び保証金	3,651	資本金	1,785
その他	492	資本剰余金	2,717
貸倒引当金	△29	利益剰余金	10,604
資産合計	36,154	自己株式	△725
		その他の包括利益累計額	△601
		その他有価証券評価差額金	5
		土地再評価差額金	△522
		為替換算調整勘定	△56
		退職給付に係る調整累計額	△28
		非支配株主持分	402
		純資産合計	14,183
		負債・純資産合計	36,154

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		103,895
売 上 原 価		77,236
売 上 総 利 益		26,658
販売費及び一般管理費		23,629
営 業 利 益		3,028
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3	
受取手数料	175	
仕入先協賛金	75	
その他の	68	322
営 業 外 費 用		
支払利息	46	
固定資産処分損	57	
為替差損	0	
その他の	26	130
経 常 利 益		3,220
特 別 利 益		
負ののれん発生益		209
特 別 損 失		
貸倒引当金繰入額	8	
事業撤退損	39	
減損損失	59	
投資有価証券評価損	7	114
税金等調整前当期純利益		3,315
法人税、住民税及び事業税	1,347	
法人税等調整額	35	1,383
当 期 純 利 益		1,932
非支配株主に帰属する当期純利益		65
親会社株主に帰属する当期純利益		1,867

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,785	2,717	9,125	△612	13,015
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△388		△388
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,867		1,867
自 己 株 式 取 得				△113	△113
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,479	△113	1,365
当 期 末 残 高	1,785	2,717	10,604	△725	14,381

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当 期 首 残 高	5	△524	△121	28	△611	—	12,404
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△388
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,867
自 己 株 式 取 得							△113
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△0	2	64	△56	10	402	413
連結会計年度中の変動額合計	△0	2	64	△56	10	402	1,778
当 期 末 残 高	5	△522	△56	△28	△601	402	14,183

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 12社

主要な連結子会社の名称

㈱G-7・オート・サービス、㈱G-7デベロップメント、㈱G-7スーパーマート、㈱G-7モータース、㈱G-7アグリジャパン、㈱テラバヤシ、G7 INTERNATIONAL PTE. LTD.、G7 RETAIL MALAYSIA SDN. BHD.、㈱G7ジャパンフードサービス、七福集团有限公司
なお、㈱テラバヤシにつきましては、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

また、平成27年4月1日付で連結子会社である㈱G7ジャパンフードサービスを存続会社、連結子会社である㈱G-7食品システムを消滅会社とする吸収合併を行いました。

②主要な非連結子会社の名称等

㈱めぐみのさとファーム、七福股份有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 なし

②持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

㈱めぐみのさとファーム、七福股份有限公司

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち海外子会社2社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法
・商品

主として移動平均法による原価法、先入先出法による原価法及び個別法による原価法（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び事業用定期借地契約による借地上の建物を除く）については、定額法を採用しております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～48年

②無形固定資産（リース資産を除く）

・ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）による定額法

・事業用借地権（当該借地権を設定している土地の改良費等を含む）

契約残年数を基準とした定額法

・その他無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社は、平成28年3月に役員退職慰労金制度の積立を停止し、内規に基づく当連結会計年度末までの要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。

④ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの利用による売上値引に備えるため、顧客に付与したポイントのうち将来利用されると見込まれる所要額を計上することとしております。

(二) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、翌連結会計年度に費用処理(1年)することとしております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ホ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却しております。

(ヘ) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業連結会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類および1株当たり情報に与える影響額は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
建物及び構築物	170百万円
土地	1,109百万円
計	1,280百万円
担保資産に係る債務	
長期借入金	2,850百万円
(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	
計	2,850百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,553百万円

(3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、42百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、522百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部（マイナス表示）に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の為に公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法、第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。

②再評価実施日

平成14年3月31日

③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,040百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度におきまして、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
営業店舗	建物及び構築物等	兵庫県他（計5店舗）

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、貸貸用資産については物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として59百万円特別損失に計上しております。その主な内訳は、建物及び構築物58百万円、その他1百万円であります。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は主として収益還元価額又は不動産鑑定評価額並びに取引事例を勘案して算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト(WACC)5%で割り引いて算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式 普通株式	13,336,400	—	—	13,336,400
合計	13,336,400	—	—	13,336,400
自己株式 普通株式	1,165,488	60,159	—	1,225,647
合計	1,165,488	60,159	—	1,225,647

(注)1. 普通株式の自己株式の増加60,000株は、平成27年8月10日付の取締役会決議による自己株式の買付けによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の増加159株のうち、81株は単元未満株式の買取によるもの、78株は相互株式の増加によるものであります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月11日 取締役会	普通株式	182	15.0	平成27年3月31日	平成27年6月11日
平成27年11月4日 取締役会	普通株式	205	17.0	平成27年9月30日	平成27年12月4日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月9日 取締役会	普通株式	363	利益剰余金	30.0	平成28年3月31日	平成28年6月14日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方法

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、さらなる事業の成長をはかるため、出店計画に伴う設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日毎の入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを伴っており、毎月時価の状況を把握しております。

敷金及び保証金は、当社グループの出店に際し、通常、店舗等賃借先に対して敷金等を差し入れするケースがほとんどであります。契約に際しては、相手先の信用状態を十分検討したうえで出店の意思決定をいたしますが、その後の経済環境の変化や契約先の信用状態の悪化により差し入れた敷金・保証金の貸倒リスクを伴う場合があり、定期的に信用調査等を行い、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、借入金には、主に運転資金に係る資金調達である短期借入金と、主に設備投資に係る資金調達である長期借入金であります。短期借入金は、変動金利により調達しているため、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。長期借入金は、固定金利で調達しております。これらの営業債務や短期借入金は、その決済時において流動性リスクを伴いますが、当社グループでは、各社の資金繰計画を毎月見直すことにより、そのリスクを回避しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件等により合理的に算定された額が含まれているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含まれておりません。(注3)参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	8,242	8,242	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,937	1,937	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	59	59	—
(4) 敷金及び保証金	3,651	3,642	△9
資産計	13,891	13,881	△9
(5) 買掛金	5,298	5,298	—
(6) 短期借入金	3,342	3,342	—
(7) 長期借入金(注1)	5,000	5,008	8
負債計	13,640	13,649	8

(注1)長期借入金に1年内に返済予定の長期借入金200百万円を含めております。

(注2)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

これらの時価については、合理的と考えられる割引率を用いて時価を算定しております。信用リスクに関しては、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(5)買掛金、(6)短期借入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	154

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含まれておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の商業施設(土地を含む。)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
3,134	2,733

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や帳簿価額を時価と見做しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,137円86銭
1株当たり当期純利益	153円95銭

9. 資産除去債務に関する注記

当該資産除去債務の概要

当社グループは、商業施設用に建設した建物等について不動産賃貸借契約を締結しており、当該不動産賃貸借契約における賃貸期間終了時の原状回復義務等に関し資産除去債務を計上しております。

当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は、取得日より10年から34年、割引率は、0.4%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当連結会計年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	570百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	39百万円
企業結合に伴う増加額	64百万円
時の経過による調整額	13百万円
資産除去債務の履行による減少額	△5百万円
期末残高	862百万円

10. 企業結合等関係

取得による企業結合

(1) 企業結合の概況

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社テラバヤシ
事業の内容	食肉、鮮魚、食品、青果の加工販売

②企業結合を行った主な理由

当社は、子会社を通じフランチャイジーとして業務スーパー事業の展開や、農産物直売所めぐみの郷の店舗展開、こだわり食品の卸事業を行っております。株式会社テラバヤシは、当社子会社とテナント契約を締結し、当社グループの店舗においてテナントとして出店し、9年間良好な関係を保っており、互いの企業風土、事業内容に精通しております。また、株式会社テラバヤシの精肉の仕入れ、目利き等に関する高度な知識、技術は、当社グループ内の食品関連の事業において、色々なシナジー効果が期待できることから、株式取得を決定いたしました。

③企業結合日

平成27年6月1日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社テラバヤシ（連結子会社）

⑥取得した議決権比率

78.45%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社テラバヤシの議決権比率の78.45%を取得したため。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年6月1日から平成28年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金	1,019百万円
----	----------

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	6百万円
-----------	------

(5) 負ののれんの金額、発生原因

①発生した負ののれんの金額

209百万円

②発生原因

時価純資産額が株式の取得原価を上回ったためであります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,747 百万円
固定資産	1,091 百万円
資産合計	3,838 百万円
流動負債	1,913 百万円
固定負債	357 百万円
負債合計	2,271 百万円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が48百万円減少し、法人税等調整額が49百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円、退職給付に係る調整累計額が0百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は2百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,456	流 動 負 債	3,221
現金及び預金	357	短期借入金	1,900
前払費用	130	未払金	191
繰延税金資産	66	未払費用	57
未収入金	836	未払法人税等	520
その他	65	未払消費税等	103
固 定 資 産	15,867	賞与引当金	213
有形固定資産	7,772	設備関係未払金	3
建物	3,448	その他	233
構築物	388	固 定 負 債	7,833
車両運搬具	6	長期借入金	4,800
工具、器具及び備品	30	退職給付引当金	14
土地	3,883	役員退職慰労引当金	731
建設仮勘定	14	預り敷金保証金	1,807
無形固定資産	113	再評価に係る繰延税金負債	42
借地権	74	資産除去債務	381
ソフトウェア	21	その他	55
その他	17	負 債 合 計	11,055
投資その他の資産	7,981	純 資 産 の 部	
投資有価証券	62	株 主 資 本	6,785
関係会社株式	4,788	資本金	1,785
関係会社長期貸付金	2,774	資本剰余金	2,723
長期前払費用	10	資本準備金	2,723
繰延税金資産	617	利益剰余金	3,001
敷金及び保証金	1,104	利益準備金	74
その他	35	その他利益剰余金	2,926
貸倒引当金	△1,412	別途積立金	2,930
資 産 合 計	17,323	土地圧縮積立金	74
		繰越利益剰余金	△78
		自 己 株 式	△725
		評価・換算差額等	△517
		その他有価証券評価差額金	5
		土地再評価差額金	△522
		純 資 産 合 計	6,268
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,323

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
営業収益		4,296
営業費用		
売上原価	2,158	
販売費及び一般管理費	1,303	3,462
営業利益		834
営業外収益		
受取利息及び配当金	14	
その他	14	29
営業外費用		
支払利息	36	
為替差損	8	
その他	14	58
経常利益		804
特別損失		
関係会社事業損失	171	
投資有価証券評価損	7	179
税引前当期純利益		625
法人税、住民税及び事業税	199	
法人税等調整額	△41	157
当期純利益		468

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 計 合
					別 途 積 立 金	土 地 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,785	2,723	2,723	74	2,930	74	△157	2,921	△612	6,819	
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当							△388	△388		△388	
当 期 純 利 益							468	468		468	
自 己 株 式 の 取 得								—	△113	△113	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								—	—	—	
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	79	79	△113	△33	
当 期 末 残 高	1,785	2,723	2,723	74	2,930	74	△78	3,001	△725	6,785	

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	6	△524	△518	6,300
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			—	△388
当期純利益			—	468
自己株式の取得			—	△113
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△0	2	1	1
事業年度中の変動額合計	△0	2	1	△31
当 期 末 残 高	5	△522	△517	6,268

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び事業用定期借地契約による借地上の建物を除く）については、定額法を採用しております。なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～39年

構築物 2年～40年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）による定額法

事業用借地権（当該借地権を設定している土地の改良費等を含む）

契約残年数を基準とした定額法

その他無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末において発生していると認められる退職給付債務額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社は、平成28年3月に役員退職慰労金制度の積立を停止し、内規に基づく当事業年度末までの要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物 170百万円

土地 1,109百万円

計 1,280百万円

担保資産に係る債務

長期借入金 2,850百万円

(1年以内返済予定の長期借入金を含む)

計 2,850百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,416百万円

(3) 保証債務

仕入先に対する保証債務

(株)G-7モーターズ 8百万円

(株)G7ジャパンフードサービス 7百万円

G7 RETAIL MALAYSIA SDN.BHD. 0百万円

借入先に対する保証債務

G7 INTERNATIONAL PTE.LTD. 1,642百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 834百万円

長期金銭債権 2,781百万円

短期金銭債務 67百万円

長期金銭債務 841百万円

(5) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、42百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、522百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部（マイナス表示）に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の為に公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法、第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。

②再評価の実施日

平成14年3月31日

③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,040百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

3,826百万円

営業費用

16百万円

営業取引以外の取引高

14百万円

(2) 関係会社事業損失

関係会社に対する関係会社株式評価損及び貸付金に係る貸倒引当金繰入額等であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

1,225,569株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金		44百万円
未払事業税		11百万円
その他		11百万円
合 計		66百万円
固定の部		
繰延税金資産		
役員退職慰勞引当金		223百万円
事業用借地権償却		28百万円
退職給付引当金		4百万円
減損損失		64百万円
資産除去債務		116百万円
会員権評価損		0百万円
減価償却超過額		330百万円
関係会社株式評価損		557百万円
投資有価証券評価損		4百万円
関係会社株式		154百万円
貸倒引当金		432百万円
その他		11百万円
小 計		1,930百万円
評価性引当額		△1,230百万円
合 計		699百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△35百万円
資産除去費用		△44百万円
その他		△2百万円
繰延税金資産（固定）の純額		617百万円
再評価に係る繰延税金資産		
土地再評価差額		189百万円
評価性引当額		△189百万円
		—
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額		42百万円
再評価に係る繰延税金負債合計		42百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が35百万円減少し、法人税等調整額が35百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は2百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引高 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 G-7・オート・サービス	所有 直接100%	不動産賃貸 資金の援助 役員の兼務	不動産の賃貸(注) 1 貸付金の回収(注) 2	1,625 488	預り敷金保証金 関係会社長期貸付金	719 -
子会社	株式会社 G-7デベロップメント	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	資金貸付(注) 2 利息の受取(注) 2	- 3	関係会社長期貸付金	680
子会社	株式会社 G-7スーパーマート	所有 直接100%	経営の管理・ 指導	経営管理料の受取(注) 3	512	-	-
子会社	株式会社 G-7モーターズ	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	資金貸付(注) 2 利息の受取(注) 2	300 3	関係会社長期貸付金	881
子会社	株式会社 G-7アグリ ジャパン (平成21年7月 13日設立)	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼務	資金貸付(注) 2 利息の受取(注) 2	18 4	関係会社長期貸付金	894
子会社	G7 INTERNATIONAL PTE. LTD.	所有 直接100%	役員の兼務 債務保証	債務保証(注) 4	1,642	-	-
子会社	株式会社 G-7アグリ ジャパン (平成26年3月 24日設立)	所有 直接100%	資金の援助	貸付金の回収(注) 2	88	関係会社長期貸付金	250

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

子会社への貸付金に対し1,411百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において112百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 不動産の賃貸料については、近隣相場等を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付・借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 経営管理料の受取については、持株会社である当社の運営費用等を検討して交渉の上決定しております。
4. 金融機関からの借入金に対して、債務保証を行ったものであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	517円58銭
1株当たり当期純利益	38円58銭

8. 資産除去債務に関する注記

当該資産除去債務の概要

当社は、商業施設用に建設した建物等について不動産賃貸借契約を締結しており、当該不動産賃貸借契約における賃貸期間終了時の原状回復義務等に関し資産除去債務を計上しております。

当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は、取得日より10年から34年、割引率は、0.4%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	373百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円
時の経過による調整額	6百万円
期末残高	381百万円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月13日

株式会社G - 7ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社G - 7ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G - 7ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社G - 7 ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒 川 智 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社G - 7 ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月14日

株式会社G - 7 ホールディングス監査役会

常勤監査役 橋 本 正 治 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 上 甲 悌 二 ㊟

社外監査役 西 井 博 生 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役9名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	木下 守 (昭和17年4月17日生)	昭和51年6月 当社設立 代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役会長 現在に至る。	1,830,620株
2	金田 達三 (昭和25年11月14日生)	平成5年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成12年9月 キノシタオート(株)代表取締役社長 平成17年4月 当社執行役員関東カンパニー社長 平成17年6月 当社代表取締役社長 現在に至る。 平成18年1月 オートセブン分割準備(株) (現・(株)G-7・オート・サービス)代表取締役社長 平成25年4月 同社代表取締役会長 現在に至る。 (株)G-7・オート・サービス代表取締役会長)	6,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	きのしたのりお 木下智雄 (昭和43年3月11日生)	平成15年9月 ㈱セブンプランニング (現・㈱G-7リテールジャパン)入社 平成17年1月 同社取締役 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社執行役員経営戦略本部 事業開発室長 平成21年6月 当社専務取締役経営戦略企 画室長 平成22年4月 ㈱オートセブン(現・㈱G -7・オート・サービス) 取締役(平成25年4月退任) 平成23年4月 当社取締役副社長 現在に至る。 平成24年4月 ㈱セブンプランニング (現・㈱G-7リテールジャパン)代表取締役会長(平成 24年12月退任)	1,829,940株
4	きしもとやすまさ 岸本安正 (昭和35年9月8日生)	昭和58年4月 当社入社 平成15年7月 当社経理部次長 平成17年4月 当社経理部長 平成18年7月 当社執行役員経理部長 平成19年6月 当社取締役財務部長 現在に至る。	2,200株
5	まつだゆきとし 松田幸俊 (昭和26年1月30日生)	平成10年10月 当社入社 平成16年4月 当社経営統括本部総務部長 平成16年7月 当社管理本部長兼総務部長 平成17年6月 当社取締役管理本部長兼総 務部長 平成19年6月 当社取締役管理部長 平成20年6月 当社取締役総務部長 現在に至る。	2,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	おくもと けい いち 奥 本 恵 一 (昭和27年6月9日生)	平成元年8月 当社入社 平成14年6月 当社取締役オートボックス 事業部長(平成15年6月退 任) 平成15年7月 当社執行役員オートバック ス事業部長 平成16年6月 当社常務取締役(平成17年 6月退任) 平成16年7月 (株)バイクセブン(現・(株)G - 7バイクワールド)代表 取締役社長 平成21年6月 当社取締役 現在に至る。 平成22年10月 (株)G - 7モータース(現・ (株)G - 7バイクワールド) 代表取締役会長 平成25年4月 同社代表取締役社長 現在に至る。 (株)G - 7バイクワールド代表取締役社長)	4,600株
7	さかもと みつる 坂 本 充 (昭和26年3月13日生)	昭和48年4月 (株)オニツカ(現・(株)アシッ クス)入社 昭和52年4月 (株)日本エル・シー・エー入 社 昭和61年5月 同社取締役 平成2年5月 同社常務取締役(平成13年 7月退任) 平成13年5月 (株)マネジメントエフ設立 代表取締役社長 現在に至る。 平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る。 (株)マネジメントエフ代表取締役社長)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	ふくにし ゆたか 福西裕 (昭和18年2月5日生)	昭和36年3月 日本触媒化学工業(株) (現・ (株)日本触媒) 入社 昭和48年9月 タスサービス(株) (現・サイレ ックス・テクノロジー(株)) 設 立 代表取締役副社長 平成10年3月 同社取締役副会長 平成12年3月 同社常勤監査役 平成15年3月 同社顧問(平成18年3月退任) 平成18年3月 ジェイ・シー・アイ・サー ビス(株) 代表取締役社長 現在に至る。 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る。 (ジェイ・シー・アイ・サービス(株)代表 取締役社長)	—
9	しだゆきひろ 志田幸宏 (昭和40年5月5日生)	平成元年4月 山一證券(株)入社 平成10年4月 メリルリンチ日本証券(株)入社 平成17年3月 SG Private Banking(Japan), Ltd. (現・Societe Generale Private Banking(Japan)LTD.) ダイレクター 平成18年3月 Societe Generale Bank&Trust, Singapore シニアバイスプレジデント 平成23年10月 Analog Pte. Ltd. 代表取締役 現在に至る。 平成24年2月 CBP Quilvest Wealth Advisory Ltd シニアバイ スプレジデント 現在に至る。 平成25年6月 (株)ジークホールディングス 社外取締役 現在に至る。 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る。 (Analog Pte. Ltd. 代表取締役、CBP Quilvest Wealth Advisory Ltd シニアバ イスプレジデント、(株)ジークホールディン グス社外取締役)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木下 守氏および木下智雄氏は、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等であり
ます。
3. 坂本 充氏、福西 裕氏および志田幸宏氏は社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 坂本 充氏を社外取締役の候補者とした理由は、これまでの当社社外取締役としての実績も踏まえ、今後も、同氏の多様な業種での経営コンサルタントとしての実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考えているからであります。

なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

また、同氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を引き続き締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

5. 福西 裕氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏の企業経営の実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考えているからであります。

なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

また、同氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を引き続き締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

6. 志田幸宏氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏の海外での企業経営者としての高い見識と、豊富な実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考えているからであります。

なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

また、同氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を引き続き締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役橋本正治氏および上甲悌二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	はしもと しょうじ 橋本正治 (昭和28年9月28日生)	昭和52年4月 関西信用金庫入庫 平成14年4月 ㈱神明入社 経理部長 平成19年6月 同社執行役員経理部長 平成21年7月 ㈱増田製粉所 総務部次長 平成22年3月 同社営業部長 平成23年3月 同社社長付部長 平成23年6月 同社常勤監査役(平成27年6月退任) 平成27年6月 当社常勤監査役(社外) 現在に至る。	—
2	じょうこう ていじ 上甲悌二 (昭和40年8月19日生)	平成5年4月 弁護士登録、大阪弁護士会所属 現在に至る。 平成13年6月 当社社外監査役 現在に至る。 (㈱姫野組社外監査役)	—

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 橋本正治氏および上甲悌二氏は社外監査役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 橋本正治氏を社外監査役の候補者とした理由は、同氏の金融機関での長年の経験および他社での監査役としての経験を通じて培った豊かな知識と経験等から、適切に監査機能を発揮していただけると考えているからであります。

なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

また、同氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を引き続き締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

4. 上甲悌二氏を社外監査役の候補者とした理由は、同氏は過去において直接会社経営に関与したことはありませんが、これまでの当社社外監査役としての実績も踏まえ、同氏の弁護士としての専門的見地からも、適切に監査機能を発揮していただけるものと考えているからであります。

なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年であります。

また、同氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を引き続き締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、第2号議案「監査役2名選任の件」において社外監査役に橋本正治氏、上甲悌二氏の選任が承認可決されることを条件として、社外監査役橋本正治氏の補欠監査役として林 敦則氏を、社外監査役上甲悌二氏または社外監査役西井博生氏の補欠監査役として米田耕士氏を、それぞれ選任願うものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	はやし 敦 則 (昭和32年12月12日生)	昭和55年3月 キノシタ商事(株)(現・株G-7ホールディングス)入社 平成27年3月 当社内部監査室長 現在に至る。	1,000株
2	よね だ こう じ 米 田 耕 士 (昭和32年2月17日生)	平成2年4月 弁護士登録、兵庫県弁護士会所属 元原・田中法律事務所(現・多聞法律事務所)入所 現在に至る。 平成18年4月 兵庫県弁護士会副会長 平成19年8月 兵庫県労働委員会公益委員 現在に至る。 平成22年10月 神戸市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。 平成28年4月 兵庫県弁護士会会長 現在に至る。	—

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田耕士氏は補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 当社は、米田耕士氏が社外監査役に就任された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 米田耕士氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由は、同氏は過去において直接会社経営に関与したことはありませんが、同氏の長年の弁護士としての専門的見地から、適切に監査機能を発揮していただけるものと考えているからであります。
- なお、同氏が社外監査役に就任された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場……神戸市西区糀台5丁目6番3号

神戸 西神オリエンタルホテル 4階 翔雲

(最寄りの駅 神戸市営地下鉄 西神中央駅下車徒歩1分)

